

企業経営のコロナ対策は専門家にお任せください！

# コロナ対策相談サムライ



“コロナ対策相談サムライ”とは

新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上げや集客の減少、資金繰りの悪化などの影響を受けてお困りの事業所の皆様に対し、コロナ対応に関してご相談いただける、「大阪サムライ検索ウェブ」ご登録の士業様をご紹介しますサービスです。

## ご利用方法

① 掲載士業リストから選ぶ

② 直接コンタクトを取る

「コロナ対策相談サムライを見た」  
とお伝えいただければスムーズです。

③ 士業に相談する

お困りごとを会員士業に直接ご相談ください。  
（※大商事務局は介在しません）

大阪サムライ検索ウェブ（大阪商工会議所運営）

<https://www.osaka.cci.or.jp/samurai/>



大阪サムライ検索ウェブの登録士業

行政書士 公認会計士 司法書士 社会保険労務士 税理士  
中小企業診断士 土地家屋調査士 不動産鑑定士 弁護士 弁理士

<ご利用にあたっての注意事項>

- ・本サービスの利用にあたっては、あらかじめ最終ページに掲載しております「大阪サムライ検索ウェブ 利用規約」をご確認ください。
- ・本サービスをきっかけとした取引は、士業、相談主双方の自己責任のもと行ってください。大阪商工会議所は一切の責任を負わないものとします。

「コロナ対策相談サムライ」のお問い合わせ先

大阪商工会議所 会員部会員組織担当 電話：06-6944-6277  
kensaku@osaka.cci.or.jp

## コロナ対策相談サムライ 掲載士業リスト①

各事業所部分をクリックすると大阪サムライ検索ウェブ上の**事業所情報ページ**にリンクされます。

ページ下部「**コンタクトメール**」よりお問い合わせも可能ですので是非ご利用ください。

(掲載順不同) ※売り込みやテレマーケティングに利用することは禁止します。

事業所名	代表者名	所得資格	コロナ対策 「お任せください！」	連絡先	住所 最寄駅	大商会員への 初回割引
<a href="#">エヴィス法律会計事務所</a>	高熊 洋平	弁護士	コロナウイルスによる従業員の休業等に関する労務相談、取引先の事業停止等による売掛金回収の相談等、幅広い法的問題に対応します。相談だけでも結構ですので、まずはご相談ください。	TEL : 06-4707-8004 FAX : 06-4707-8006	〒541-0043 大阪市中央区高麗橋4-3-7 北ビル4階 地下鉄御堂筋線 淀屋橋駅 徒歩 3分	初回30分相談料から 5000円割引
<a href="#">谷町二丁目法律事務所</a>	肱岡 徹	弁護士	従業員への給料の支払等の労務問題、廃業や再生、事業承継等、金融機関等の債権者との交渉	TEL : 06-4397-3034 FAX : 06-4397-3035 ja031017@gmail.com	〒540-0012 大阪市中央区谷町2-8-1 大手前M2ビル6階 谷町線 天満橋駅	初回相談30分無料
<a href="#">中村和洋法律事務所</a>	中村 和洋	弁護士	労務問題(解雇、求職、給与カット等)、賃貸借に関する交渉・訴訟(賃料減額等)、契約交渉(債務不履行、キャンセルの違約金等)、債務整理、債権回収など。	TEL : 06-6361-7601 FAX : 06-6361-7611	〒530-0047 大阪市北区西天満1-7-20 JIN・ORIXビル501 北浜駅	
<a href="#">大阪国際総合法律事務所</a>	山口 孝司	弁護士	国内国外を問わず、また個人・企業を問わずあらゆる分野についての相談を承ります。	TEL : 06-6446-1123 FAX : 06-6446-1121 lawoffices@yamaintl.gr.jp	〒550-0004 大阪市西区鞠本町1-6-10 本町西井ビル5階 御堂筋線・四つ橋線 本町駅	1時間税込みで 1万円とします。
<a href="#">弁護士法人天満法律事務所</a>	吉田 肇	弁護士	労働問題(例えば、従業員の休業、退職、賃金・労働時間・労働日等の労働条件変更、労働組合との交渉などをめぐる法律問題)。債務整理、再生、破産などの手続き。	TEL : 06-6365-7560 FAX : 06-6365-7561 info@tenma-lo.jp	〒530-0047 大阪市北区西天満2-2-3 ユニシオ西天満二丁目A07 淀屋橋駅	1時間以内無料と させていただきます。
<a href="#">辰田法律事務所</a>	辰田 昌弘	弁護士	事業活動に伴い発生する法律上の問題に対応します(国内案件のみ)。予測困難な緊急事態ですが、法律相談により問題点を把握し、解決につながる方策を考えていきます。契約関係、債務・保証、労働契約等を取扱い。	TEL : 06-6366-3015 tatsuda@lawyers.jp	〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満2-9-14 北ビル3号館201 淀屋橋駅・北新地駅・大阪駅・ 各線梅田駅・東梅田駅	30分経過ごとに 1万円(税別)を 初回限り半額・2時間まで
<a href="#">みやこ法律事務所</a>	田阪 裕章	弁護士	契約に基づく債務の不履行等の法律相談 債務整理・民事再生・破産等の法律相談	TEL : 06-6231-1115 FAX : 06-6231-1175 tasaka@miyako-law.jp	〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜3-2-24 北沢ビル802 御堂筋線・京阪 淀屋橋駅	初回30分無料相談
<a href="#">永田会計事務所</a>	永田 知寛	税理士	日本政策金融公庫ほか、信用保証協会の緊急対策融資(新型コロナウイルスの影響による)の申請支援。その他、緊急対応として、現状の経営内容を分析し、経営を維持するために必要な取組のアドバイス等を実施します。	TEL : 06-6575-7189 nagata.taxmg@gmail.com	〒541-0046 大阪市中央区平野町2-2-9 ビル皿井405 北浜駅	初回相談料 5,000円割引
<a href="#">村井税務会計事務所</a>	村井 貴宏	税理士	資金繰りに困難のある方の資金調達(融資)のご相談及び今後のキャッシュフロー計画のご相談	TEL : 06-6949-8484 FAX : 06-6949-8609 murai-ta@docomonet.jp	〒530-0044 大阪市北区東天満2-8-1 若杉センタービル別館1005 南森町駅、大阪天満宮駅	初回30分相談料から 5000円割引

## コロナ対策相談サムライ 掲載士業リスト②

各事業所部分をクリックすると大阪サムライ検索ウェブ上の**事業所情報ページ**にリンクされます。

ページ下部「**コンタクトメール**」よりお問い合わせも可能ですので是非ご活用ください。

(掲載順不同) ※**売り込みやテレマーケティングに利用することは禁止します。**

事業所名	代表者名	所得資格	コロナ対策 「お任せください！」	連絡先	住所 最寄駅	大商会員への 初回割引
<a href="#">石田会計事務所</a>	石田 和子	税理士 行政書士	資金繰り、資金計画等経営全般アドバイス、毎日の記帳業務、給与計算、決算・申告業務、各省庁への届出書類作成・提出(建設業許可関係・入札関係、介護事業届出関係等)	TEL: 06-6303-3535 FAX: 06-6308-0527 ishidak@fsinet.or.jp	〒532-0026 大阪市淀川区塚本2-12-15 JR塚本駅	通常の報酬の 3割引～5割引
<a href="#">THINKWELL株式会社</a>	金馬 直紀	公認会計士 税理士	・資金繰り対応策に関する相談 ・資金繰り対応のための公的貸付制度等の申請支援 ・コロナ対策に関連した補助金・助成金の内容相談 ・コロナ対策に関連した補助金・助成金の申請支援 ・コロナ対策関連税制の相談	TEL: 06-6484-5352 FAX: 06-6484-6490 consult@thinkwell.jp	〒541-0054 大阪市中央区南本町1-4-10 ストークビル2階 地下鉄 堺筋線 堺筋本町駅 徒歩 3分	初回相談30分無料
<a href="#">こでら会計事務所</a>	小寺 隆弘	税理士	財務基盤整備のため、事業再生計画の立案、モニタリング支援、緊急支援融資への対応のための事業計画書作成支援	TEL: 06-6935-5917 FAX: 06-6935-5927 t.kodera5@gmail.com	〒536-0008 大阪市城東区関目1-14-27-2 京阪 野江駅 鶴見緑地線・今里筋線 蒲生4丁目駅	
<a href="#">大松祐介公認会計士・税理士事務所</a>	大松 祐介	公認会計士 税理士	税務申告に関するご相談を承るほか、御社の状況をお聞きしたうえで、どのような支援策の活用が可能かの助言をいたします。	TEL: 06-6575-7372 FAX: 06-6575-7374	〒541-0046 大阪市中央区平野町2-2-9 ビル血井705 大阪メトロ北浜駅・淀屋橋駅、京阪 北浜駅	初回相談無料
<a href="#">大庭経営労務相談所</a>	大庭 真一郎	中小企業診断士 社会保険労務士	・運転資金調達 ・コロナ対応期間中の経営維持対応 ・コロナ終息後の経営立て直しの道筋を立てること ・コロナ対応期間中の従業員の休業、業務再構築、教育への対応	TEL: 06-6913-6044 HZG02332@nifty.ne.jp	〒538-0051 大阪市鶴見区諸口6-2-16-302 地下鉄長堀鶴見緑地線 横堤駅	初回相談料 5,000円(2時間まで)
<a href="#">株式会社IUコンサルティング</a>	小林 康之	社会保険労務士	雇用・労働分野の助成金活用、労務管理のサポート、労務管理の相談。喫緊の資金繰りの相談には対応していませんが、中長期的なビジョンで今後の働き方、雇用環境の整備、能力開発に関し、アドバイスします。御社訪問いたします。	TEL: 072-288-4113 FAX: 072-297-4577 smile21@kiu.biglobe.ne.jp	〒590-0111 堺市南区三原台2-2-1-508 ウイズグラン泉ヶ丘 泉が丘駅	初回は交通費 実費程度
<a href="#">ドラフト労務管理事務所</a>	鈴木 圭史	特定社会保険労務士	臨時休業時等の労務相談	TEL: 06-4307-3931 contact@draft-sr.com	〒537-0025 大阪市東成区中道3-15-16 毎日東ビル4階 JR玉造駅を東へ徒歩3分	初回相談料無料
<a href="#">坂本社会保険労務士事務所</a>	坂本 高志	特定社会保険労務士	・従業員の休業補償/賃金関連・就業規則の修正 ・休業関連の助成金 ・コロナ対策に関係の有無を問わない相談	TEL: 090-1595-0409 FAX: 072-683-0293 wf8t-skmt@w5.dion.ne.jp	〒569-0095 高槻市八丁西町5-21 阪急 高槻駅、JR 高槻駅	内容などで 検討させていただきます。
<a href="#">上村経営労務事務所</a>	上村 貞雄	社会保険労務士	コロナ対策による各種助成金等の相談 コロナ対策における、経営悪化時の労務管理等の(休業・休職)ご提案	TEL: 06-6452-0840 FAX: 06-6452-0841 uemura@f-s-g.co.jp	〒553-0001 大阪市福島区海老江7-2-43 あさひビル401 阪神 野田駅	初回30分までは無料です。 (要・予約)

## コロナ対策相談サムライ 掲載士業リスト③

各事業所部分をクリックすると大阪サムライ検索ウェブ上の**事業所情報ページ**にリンクされます。

ページ下部「**コンタクトメール**」よりお問い合わせも可能ですので是非ご活用ください。

(掲載順不同) ※**売り込みやテレマーケティングに利用することは禁止します。**

事業所名	代表者名	所得資格	コロナ対策 「お任せください！」	連絡先	住所 最寄駅	大商会員への 初回割引
<a href="#">堂島法律事務所</a>	松尾 洋輔	弁護士	新型コロナウイルスの影響による ・契約不履行に関するご相談 ・人事労務対応に関するご相談 ・私的整理・法的整理に関するご相談 ・取締役会、株主総会等の組織運営に関するご相談	TEL：06-6201-0444 FAX：06-6201-0404	〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜2-3-9 入商八木ビル堂島法律事務所 北浜駅	初回相談30分無料
<a href="#">北浜南法律事務所</a>	阪上 武仁	弁護士	休業や退職などの労務問題、相手が履行しない(又は 当方が履行できなくなった)契約問題、破産などの民事 事件全般のご相談。その他、各種給付金についてのアド バイス(助言のみ。当事務所のブログに解説あります)。	TEL：06-4708-8512 FAX：06-4708-8513	〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜2-3-9 入商八木ビル8階 北浜駅	初回相談は無料
<a href="#">鈴木総合法律事務所</a>	鈴木 興治	弁護士	労務・人事対応 助成金申請関連の相談	TEL：06-6360-7310	〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満6-7-4 大阪弁護士ビル201 大阪メトロ 南森町駅・淀屋橋駅	初回相談30分相談無料 1時間5500円(消費税 込み)
<a href="#">加藤&amp;パートナーズ法律事務所</a>	加藤 真朗	弁護士	労務関係、契約関係、会社法関係、債権回収、債務整 理・倒産等についてご相談を承ります。様々な困難に直 面されていることかと存じますが、最善の解決策を見出 せるよう力を尽くします。	TEL：06-6312-6001 FAX：06-6312-6010 info@kp-lo.jp	〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満4-8-17 宇治電ビルディング1106 淀屋橋駅、南森町駅、大阪駅、東梅田駅、 各線大阪梅田駅	初回相談1時間無料。
<a href="#">さくらリーガル法律事務所</a>	森島 正彦	弁護士	労務問題、事業再生、事業承継、賃貸借問題、債務整 理、契約交渉、債権回収等、様々な問題に対処致しま す。	TEL：06-6484-9520 FAX：06-6484-9521 law@sakuralegal.com	〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満2-3-15 千都ビル5階 淀屋橋駅 大江橋駅	
<a href="#">弁護士法人咲くやこの花法律事務所</a>	西川 暢春	弁護士	感染症に関連する従業員との紛争や従業員の人員整 理に関する相談、従業員から感染症対策の要望につい ての対応方法のご相談を承っています。また、テレワーク 時の労務管理や職場環境改善のご相談にも対応してい ます。	TEL：06-6539-8587 info@sakuyakonohana.co.jp	〒550-0011 大阪府大阪市西区阿波座1-6-1 MID西本町ビル9階 四ツ橋線 本町駅徒歩1分	
<a href="#">ウイステリア・バンデル法律事務所</a>	藤澤 潤	弁護士	クリエイター、労働、不動産関係等を取り扱っています。コ ロナウイルスによる法律問題で悩みの方、土日祝・夜 間・出張・Skype・Zoom対応可能ですので、お気軽にご 相談ください。	TEL：06-6123-7909 FAX：06-7635-8062	〒532-0011 大阪府大阪市淀川区西中島6-2-3 チサンマンション第7新大阪415 新大阪駅、西中島南方駅いずれも徒歩7分程度	大阪サムライ検索ウェブを 経由で、初回30分相談料無 料
<a href="#">柿本雅一税理士事務所</a>	柿本 雅一	税理士 行政書士	■資金繰り対応、融資の相談 ■コロナ対策に関連した給付金、補助金、助成金の相 談や書類作成 ■コロナ対策としての税務、税金の支払猶予の相談 ■その他コロナ関連支援策の説明や相談	TEL：090-5019-3822 FAX：06-4303-3129 mz.kakimoto@intl-tax.com	〒543-0033 大阪府大阪市天王寺区堂ヶ芝1-10-9 ニッシンビル201号 JR 桃谷駅	初回無料相談 土日祝日での面談
<a href="#">松井コンサルティング合同会社</a>	松井 孝允	税理士	日本政策金融公庫ほか、信用保証協会の緊急対策融 資(新型コロナウイルスの影響による)の申請支援をメイ ンとした資金繰り対策と経営を維持するために必要な事 業計画作成及びモニタリングを中心に支援します。	TEL：072-876-8700 FAX：072-878-3740 takamitsu_matsui@matsuicons ulting.com	〒574-0071 大阪府大東市深野北1-12-27 JR学研都市線 野崎駅	初回相談は無料

## コロナ対策相談サムライ 掲載士業リスト④

各事業所部分をクリックすると大阪サムライ検索ウェブ上の [事業所情報ページ](#) にリンクされます。

[ページ下部「コンタクトメール」](#)よりお問い合わせも可能ですので是非ご利用ください。

(掲載順不同) ※[売り込みやテレマーケティング](#)に利用することは禁止します。

事業所名	代表者名	所得資格	コロナ対策 「お任せください！」	連絡先	住所 最寄駅	大商会員への 初回割引
<a href="#">税理士法人ファミリア大阪事務所</a>	永井 成武	税理士	日本政策金融公庫及び民間金融機関との折衝等(保証協会のセーフティネット含む)による資金繰り対応をさせていただきます。又、その後の事業資金計画を含めた対応有。	TEL: 06-6736-5649 FAX: 06-6736-5647 familia@drive.ocn.ne.jp	〒577-0045 大阪府東大阪市西堤本通東1-1-1 東大阪大発ビル922 近鉄奈良線 河内小阪駅	初回相談料5,000円引き
<a href="#">北村佳之税理士事務所</a>	北村 佳之	税理士	売上の急減に伴う次の各手続に関する支援。 ・持続化給付金申請 ・資金繰り計画策定 ・納税が困難な場合の納税猶予 ・利用可能な税制上の優遇措置の提案 など	TEL: 06-4309-6690 kitamura@osaka-kitamura.com	〒530-0044 大阪府大阪市北区東天満1-1-15 若杉グランドビル別館9階 大阪メトロ 南森町駅 JR東西線 大阪天満宮駅	初回相談50%割引
<a href="#">税理士法人KAJIグループ</a>	加地 宏行	税理士 行政書士	各種申請代行・オンライン面談も含め、相談承ります。 ○持続化給付金 ○休業要請支援金 ○家賃支援給付金 ○融資・補助金・助成金 何かお困りごと等あればお気軽にお問い合わせください。	TEL: 06-6966-8877 FAX: 06-6966-1450	〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前1-7-3 OMMビル18階 京阪電車、大阪メトロ谷町線 天満橋駅	初回30分相談料から 5,000円引き
<a href="#">大阪社労士事務所</a>	桑野 真浩	社会保険労務士	・雇用調整助成金の手続代行 ・テレワーク勤務の規程作成 ・新型コロナウイルス感染症に関する人事労務の相談	TEL: 06-6537-6024 kuwano@osaka-sr.jp	〒550-0012 大阪府大阪市西区立売堀1-1-17 スギタビル402 大阪メトロ(地下鉄)本町駅	初回相談料5000円 (1時間以内)
<a href="#">たけもと社会保険労務士事務所</a>	竹本 博文	社会保険労務士	①助成金申請代行 ・雇用調整助成金 ・小学校休業等対応助成金 ・働き方改革推進支援助成金テレワークコース ・その他各種助成金 ②新型コロナウイルス感染症の第2波・第3波を見据えた労務管理のご相談	TEL: 06-7777-3861 info@srtakemoto.com	〒550-0012 大阪府大阪市西区立売堀1-4-12 立売堀スクエア8階31 大阪メトロ(地下鉄)本町駅	初回相談無料
<a href="#">ICT法務サポート行政書士事務所</a>	田村 徹	行政書士 ※(大阪出入国在留管理局届出済み)申請取次行政書士	コロナ感染症拡大により、「技能実習生2号」を修了後に帰国できなくなってしまった外国人を継続して雇用される企業や、内定取り消しを受けた外国人留学生を採用される企業からの「在留資格(ビザ)」に関わること相談	TEL: 06-4981-6268 FAX: 06-4981-6268 te2-tamura@ict-ls.com	〒540-0037 大阪府大阪市中央区内平野町1-3-7 ベルヴォア内平野401 大阪メトロ谷町線、京阪電車 天満橋駅	初回の「オンライン面談」又は「電話相談」を無料とさせていただきます。
<a href="#">むつみ行政書士事務所</a>	鈴木 睦美	特定行政書士	外国人の在留手続(通常の在留資格変更・更新等の手続きの他、帰国困難なケース等)、行政への許認可申請、届出等(建設業、化粧品・医薬部外品、期限付酒類小売販売業、その他)	TEL: 06-6484-8155 FAX: 06-6484-8156 suzuki-mgyousei@taupe.plala.or.jp	〒541-0052 大阪府大阪市中央区安土町1-4-5 本町ビル508 堺筋線・中央線 堺筋本町駅	初回相談30分無料
<a href="#">杉本特許事務所</a>	杉本 勝徳	弁理士	通常通り営業致しております	TEL: 06-6772-6006 FAX: 06-6772-6048 sugimoto@sugimoto-patent.com	〒543-0051 大阪府大阪市天王寺区四天王寺1-13-9 地下鉄谷町線 四天王寺前夕陽丘駅	案件ごとに考慮致します。

# 大阪サムライ検索ウェブ 利用規約

「大阪サムライ検索ウェブ」(以下、本サイト)は、大阪商工会議所(以下、大商)の会員で主として大阪市やその周辺都市に事務所を置く土業(サムライ業)を、重点取扱分野、エリア、年齢、性別等で検索できる土業情報の検索サイトです。本サイトは、下記の利用規約をご承諾いただいた方のみに提供させていただきます。本サイトを利用される方(以下、利用者)は、下記の利用規約を承諾されたものとさせていただきます。

## 第1条(規約の適用範囲)

- 1.本サイトの利用規約は、大商が提供する本サイトの利用者に対して適用します。
- 2.大商が、本サイトの利用者に対して発する通知(下記第3条)も、利用規約の一部とみなします。

## 第2条(規約の変更)

- 1.大商は、利用者の了解を得ることなく利用規約を変更することがあります。この場合、本サイトの利用条件は、変更後の利用規約によるものとします。
- 2.変更後の利用規約は、本サイト上に表示した時点より、効力を生じるものとします。

## 第3条(利用に関する必要事項の通知方法と効力)

- 1.大商は、原則として本サイト上での掲示により、利用者に随時必要事項を通知します。
- 2.前項の通知は、大商が当該通知を本サイトに掲示した時点より効力を生じるものとします。

## 第4条(掲載情報等の利用上の責任)

- 1.本サイトの情報は、本サイトに登録する土業者(以下、登録土業者)から提供された情報を、大商がそのまま掲載しています。本サイトの利用者はこれを前提として、利用することとなります。
- 2.本サイトに掲載された情報に基づく利用者の判断・行動は、すべて利用者の自己責任で行なうこととなります。大商がその判断・行動に対して責任を負うことは一切ないものとします。
- 3.本サイトは、土業者に関する情報を提供するものであり、大阪商工会議所が本サイトに掲載された特定の登録土業者との取引を勧めるものではありません。
- 4.本サイトは、大商の会員である専門家を個人単位で掲載しています。しかし、実際の商取引、顧問契約等の場合は、その専門家個人が所属する組織(事務所、団体、企業)との契約になる場合があります。

## 第5条(禁止事項)

利用者が、本サイトに対し、または本サイトを利用して行う以下の行為を禁止します。

- 1.登録土業者、他の利用者、または第三者、もしくは大商の著作権、商標権、特許権、もしくは他の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- 2.登録土業者、他の利用者、または第三者、もしくは大商の財産、プライバシー、肖像権もしくはパブリシティ権、その他法律上の利益を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- 3.登録土業者、他の利用者、または第三者、もしくは大商を差別、もしくは誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を傷つける行為
- 4.登録土業者、他の利用者、または第三者、もしくは大商に対して電子メール・電話・FAXその他方法の如何を問わず、無断で広告・宣伝・勧誘などをする行為、もしくは受信者に嫌悪感を抱かせる行為、他者の電子メール・電話・FAX等の受信を妨害する行為、連鎖的なメール転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて転送する行為
- 5.詐欺などの犯罪に結びつく行為
- 6.わいせつまたは児童虐待にあたる画像、文書などを送信・掲載する行為
- 7.選挙運動またはこれに類似する行為、公職選挙法に違反する行為
- 8.コンピュータウイルスなど有害なプログラムを使用もしくは提供する行為、または推奨する行為
- 9.登録土業者、他の利用者または第三者になりすまして、本サイトを利用する行為
- 10.本サイトに接続されている他のコンピュータ・システムまたはネットワークへの不正アクセスを試みる行為
- 11.その他法令もしくは公序良俗(売春・暴力・残虐など)に違反し、または他の利用者または第三者、もしくは大商に不利益を与える行為
- 12.前各号に定める行為を助長する行為
- 13.その他、大商が不適切と判断した行為

## 第6条(本サイトの中断及び終了)

- 1.大商は、利用者に事前に通知することなく、本サイトを一時的に中断することがあります。
- 2.大商は、本サイトを終了する場合、特段の理由がない限り、予めその終了及び終了日を利用者に通知するものとします。

## 第7条(個人情報保護)

大商は、大商が定める個人情報保護方針([http://www.osaka.cci.or.jp/privacy\\_policy/](http://www.osaka.cci.or.jp/privacy_policy/))を遵守し、個人情報を適切に保護します。

## 第8条(大商会員向け相談料等の割引について)

- 1.利用者が大商会員である場合、かつ、その利用者が相談しようとする登録土業者が大商会員向け相談料等の割引(以下、会員割引)を設定している場合、利用者はその会員割引を受けることができます。
- 2.利用者が、会員割引を受ける場合、登録土業者に大商「会員証」(提示する日が有効期限内であること)の現物を提示する必要があります。
- 3.登録土業者が設定している会員割引の有効期限や会員割引後の相談料等の詳細については、利用者が登録土業者に直接、確認するものとします。
- 4.会員割引に関して、利用者が登録土業者との間で生じた紛争、トラブル等については、大商は一切関知せず、利用者登録土業者の双方で解決するものとします。

## 第9条(免責事項)

- 1.大商は、利用規約第2条(規約の変更)、第6条(本サイトの中断及び終了)等に記載があるものを含め、利用者が被った損害または損失に対して、一切の責任を負わないものとします。
- 2.大商は、利用者が他の利用者または第三者に対して損害を与えた場合、その一切の責任を負わないものとします。
- 3.大商は、利用者が本サイトを通じて得る情報などについて、その完全性、正確性、確実性、有用性など、いかなる保証も行なわないものとします。
- 4.大商は、利用者が使用するいかなる機器、ソフトウェアについても、その動作保証を一切行なわないものとします。
- 5.利用者が本サイトの利用で発生する通信費等は、利用者が負担するものとします。
- 6.本サイトの利用に際して登録土業者に意思伝達する場合、その費用と設備は利用者の負担と管理において行うものとします。

## 第10条(損害賠償の請求)

利用者が利用規約に反した行為または不正もしくは違法に本サイトを利用することにより、大商に損害を与えた場合、大商は該当利用者に対して相応の損害賠償の請求(弁護士費用を含む)を行なう場合があるものとします。